

平成 26 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社アデランス
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 根本信男
上場取引所 東証 市場第一部
コード番号 8170
問 合 せ 先 広報 IR 室長 高橋道義
電 話 番 号 (03) 3350-3268

2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 17 日開催の取締役会において、2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）社債額面金額合計額 100 億円の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、昭和 43 年の創業以来、総合毛髪関連事業のリーディングカンパニーとして、お客さまに喜んでいただける製品づくりと、心のこもった気配りに努めてまいりました。

現在、国内では、お客様から長年にわたりご愛顧いただいておりますブランド、男性向け「ADERANS」、女性向け「レディスアデランス」「FONTAINE」において、改めて「高品質商品の提供」、「効果的な宣伝活動」、「アフターサービスの向上」の徹底に努めております。

また、北米では男性、女性向けにオーダーメイド・ウィッグ、育毛サービス、毛髪移植（ヘアトランスプラント）技術を提供している HC (USA) Inc. と毛髪移植技術を提供している Bosley, Inc. における事業を一層強化し、アジア圏では毛髪関連市場の成長が見込まれる中国市場を強化するとともに、欧州では医療向けウィッグ事業の展開を強化してまいります。

当社グループの最大の使命は、毛髪関連事業を通じて、より多くの人々に夢と感動を提供し、笑顔と心豊かな暮らしに貢献することであり、グループ一丸となって、「最高の商品」、「最高の技術」、「心からのおもてなし」を追求し、そして「世界のブランドアデランス」を目指してまいります。

このような状況の下、当社グループは上記「経営理念」に基づき 2014 年度から 2016 年度を対象とした中期経営計画をスタートさせ、グループ企業価値の最大化に向けて取り組んでおります。

具体的には「国内事業の持続的成長」、「海外事業の拡大と成長」、「求められる商品の研究開発」、「サプライチェーンのグローバル化」、「グループガバナンス・CSR の強化」、「グローバルな人材の育成・開発」を柱とし、国内のシェア拡大、海外におけるプレゼンスの向上を図ると共に、中期経営計画の最終年度である 2016 年度に売上高 840 億円、営業利益率 7.5%及び株主資本利益率 10%以上の目標達成に向けてグループ一丸となって取り組んでまいります。

2013 年 4 月には、当社グループの最重要事業領域の一つである、海外ウィッグ事業とヘアトランスプラント事業の拡大・強化を目的として上記の HC (USA) Inc. を完全子会社化いたしました。

今回の調達資金は、同社の株式を取得するために当社が借入れた長期借入金の一部期限前返済資金並びに株主の皆様への一層の利益還元及び資本効率向上のための自己株式取得資金への充当を主な目的としております。

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本スキーム（新株予約権付社債の発行及び自己株式取得）の狙い】

本スキームの実施により、低コストの負債性資金調達と、資本効率の向上を実現できると考えております。

本新株予約権付社債については、以下の特徴を有しており、当社は低コストかつ負債性を高めた本新株予約権付社債を活用して自己株式の取得を行うことで、自己資本利益率（ROE）や1株当たり当期純利益（EPS）など資本効率の向上をはかることが可能と考えております（本新株予約権付社債を活用した自己株式の取得については、下記の本スキーム概念図をご参照ください）。

- ① 本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化を図った調達であること。
- ② 本新株予約権付社債は時価を上回る転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を極力抑制することが期待されること。
- ③ 本新株予約権付社債は転換制限条項（注）を付与しており、普通株式への転換可能性を抑制し、既存株主の皆様に配慮した負債性の高い商品性としていること。

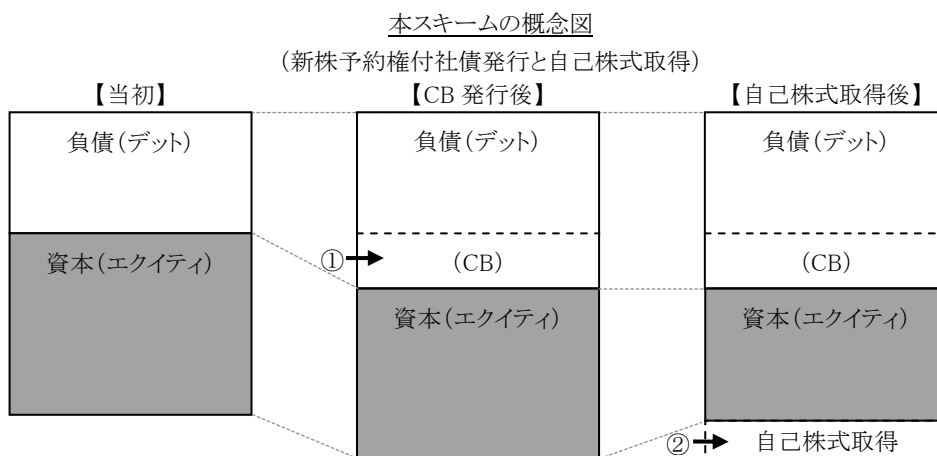
なお、本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得し得る株式の総数の上限を2,100,000株、取得価額の総額の上限を30.0億円とする自己株式取得枠の設定を決議し、併せて、取得価額の総額を上記取得枠の上限とほぼ同額とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を平成26年9月18日に行うことを決定しました。

但し、事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により当社が取得する株式の総数は、当社の予定する取得株式数に対する売付株式数に影響されます。そのため、当該取引時の市場環境等によっては、自己株式の一部又は全部の買付けを行えない可能性があります。

事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得した株式の総数が当該買付けにおける取得予定株式数に達する場合を除き、同日以降平成27年2月20日までの期間内において、東京証券取引所の立会市場における買付けを実施することにより、自己株式の取得を継続していく予定です。

また、当社は、今回取得する自己株式の総数が確定した後、最初で開催される取締役会の日から1ヶ月以内の日付で、本日開催の取締役会において決議された自己株式取得に係る事項に基づき取得された自己株式相当数について消却することを決議しております。

当社は、今後も事業戦略及び財務戦略の遂行により、株主価値の向上に向け取り組んでまいります。



ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- ① 負債の増加（負債性の低利資金調達：CB発行（ゼロ・クーポン、時価を上回る転換価額、転換制限条項））
- ② 資本の減少（自己株式取得による資本の減少）
- ③ 以上の実施により見込まれる効果
 - ・ 負債増加、資本減少による資本コストの低減
 - ・ 資本減少による自己資本利益率(ROE)向上
 - ・ 自己株式取得による一株当たり利益(EPS)の増加

（注）【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項をいいます。本新株予約権付社債においては原則として、各四半期（1 暦年を 3 ヶ月に区切った各期間をいいます。以下本段落において同じです。）の最終 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当社普通株式の株価終値が当該四半期の最終取引日の転換価額の 130%を超えた場合に限り、投資家は翌四半期において新株予約権を行使することができます。但し、満期償還期日の 3 ヶ月前の日以降、平成 31 年 9 月 20 日までは、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称	株式会社アデランス 2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 本 社 債 の 払 込 金 額	本社債額面金額の 100.5%
3. 本 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 払 い 込 む 金 銭	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
4. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日（発行日）	2014 年 10 月 7 日
5. 募 集 に 関 す る 事 項 （1）募 集 の 方 法	SMBC Nikko Capital Markets Limited（以下「SMBC 日興」という。）及び Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「大和」という。）をジョイント・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」と総称する。）の総額個別買取引受によるスイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは下記 6.（1）③（a）により当初の転換価額が決定された日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われる。
（2）本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）	本社債額面金額の 103.0%
6. 本 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項 （1）本 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 及 び 数	①種類 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。 ②数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、下記③記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 ③転換価額 （a）当初転換価額 転換価額は、当初、当社代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社、幹事引受会社及びその他の当事者との間で締結される社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書（以下「買取契約書」という。）の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 100%を乗じた額を下回らない範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。 （b）転換価額の調整 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）を下

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

回る金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（本新株予約権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

時価

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行、一定限度を超える配当支払（特別配当の実施を含む。）、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがある。但し、当社のストックオプションプランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

- (2) 本新株予約権の総数 本新株予約権の総数は2,000個とする。各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間 2014年10月21日から2019年9月20日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）までとする。但し、(i)下記7.（4）②乃至⑥記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）まで、(ii)下記7.（4）⑨記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、また(iii)下記7.（4）⑦記載の本社債の繰上償還の場合には、2017年10月6日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）までとする。上記いずれの場合も、2019年9月20日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- 上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（又は当該行使日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、株主確定日（以下に

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

定義する。)の東京における2営業日前の日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における3営業日前の日)(当日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における翌営業日)(当日を含む。)までの期間に該当する場合には、行使することができない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②2019年7月5日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債の所持人は、ある四半期(1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本②において同じ。)の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2019年7月1日に開始する四半期に関しては、2019年7月4日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本②記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(i)、(ii)及び(iii)の期間は適用されない。

(i) 株式会社日本格付研究所(JCR)若しくはその承継格付機関による当社の長期優先債務格付又は本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がBB+(格付区分の変更が生じた場合には、これに相当するもの)以下である期間

(ii) 当社が、本新株予約権付社債の所持人に対して、下記7.(4)②乃至⑥記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間

(iii) 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(5)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、当該組織再編等の効力発生日の30日前の日以後当該組織再編等の効力発生日の1日前の日までの期間

なお、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日であり、終値が発表されない日を含まない。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(8) 組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 本社債に基づく当社の義務が、組織再編等(下記7.(4)③に定義する。)に基づき承継会社等(下記7.(4)③に定義する。)に移転する場合、承継会社等から本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を付与することができる。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記6.(1)③(b)と同様の調整に服する。

(i) 合併行為(下記7.(4)③に定義する。)又は持株会社化行為(下記7.(4)③に定義する。)の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記(i)以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使できる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(6)②と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

7. 本 社 債 に 関 す る 事 項

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 本 社 債 の 総 額 | 100 億円 |
| (2) 各 本 社 債 の 額 面 金 額 | 5,000,000 円 |
| (3) 本 社 債 の 利 率 | 本社債には利息を付さない。 |
| (4) 償 還 の 方 法 及 び 期 限 | ①満期償還 |

2019年10月7日に本社債額面金額の100%で償還する。

②税制変更による繰上償還

本社債に係る支払に関して、下記(7)①に基づいて、当社が追加額支払義務を既に負っているか、又は追加額支払義務が生じる見込みである旨当社が Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. を了解させた場合は、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上、2014年10月8日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額にて償還することができる。

③組織再編等による繰上償還

(i)承継会社等（以下に定義する。）による本新株予約権付社債の所持人に対する本新株予約権に代わる新規の新株予約権の付与を伴わない合併行為（以下に定義する。）の提案が行われる場合、(ii)本社債に基づく当社の義務の承継会社等への移転若しくは承継を伴わない持株会社化行為（以下に定義する。）の提案が行われる場合、(iii)承継会社等による本新株予約権付社債の所持人に対する本新株予約権に代わる新規の新株予約権の付与を伴わないその他の組織再編等（以下に定義する。）の提案が行われる場合、又は(iv)承継会社等の普通株式が、関連する組織再編等の効力発生日において上場が達成されていること若しくは上場が維持されていることを当社がその時点で想定していない旨の当社代表取締役の署名した証明書を当該組織再編等の効力発生日若しくはその前に SMBC 日興に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

以下に述べる償還金額に下記（７）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。但し、かかる償還は、関連する組織再編等についての当社の株主総会（株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会）による承認を条件とする。

上記償還に適用される償還金額は、上記６．（１）③（a）記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする。但し、償還日が2019年9月21日から2019年10月6日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社、合併行為により新設された会社又は当社が吸収合併された会社、会社分割行為における相手方であって本新株予約権付社債に係る当社の義務を引き受ける会社、及び持株会社化行為により当社の完全親会社となる会社を総称するというものとする。

「組織再編等」とは、合併行為、会社分割行為、持株会社化行為及びその他の日本法上の組織再編行為をいう。

「合併行為」とは、当社が他の法人と新設合併し、又はこれに吸収合併される（当社が存続会社となる合併を除く。）旨の合併が当社の株主総会（株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会）で承認された場合をいう。

「会社分割行為」とは当社による新設分割又は吸収分割（本社債に基づく当社の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。）が当社の株主総会（株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会）で承認された場合をいう。

「持株会社化行為」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨の決議が当社の株主総会（株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会）で承認された場合をいう。

④上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は承認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から 14 日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記③記載の償還に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は、本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 170%とする。但し、償還日が 2019 年 9 月 21 日から 2019 年 10 月 6 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）に下記（7）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本④の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に下記（7）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。当社が上記③及び本④の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記③の手続が適用されるものとする。

⑤スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）、本新株予約権付社債の所持人に対して通知をした上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は、本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 170%とする。但し、償還日が 2019 年 9 月 21 日から 2019 年 10 月 6 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）に下記（7）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

⑥クリーンアップ条項による繰上償還

本⑥の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面金額の総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

の所持人に対して、30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、2014 年 10 月 8 日から 2019 年 10 月 6 日までの間、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で繰上償還することができる。

⑦本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還（プットオプション）

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を 2017 年 10 月 6 日に額面金額の 100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2017 年 9 月 6 日から 2017 年 9 月 21 日までの間に償還請求書とともに当該本新株予約権付社債券を下記 7.（8）記載の支払代理人に預託することを要する。但し、当社が上記②乃至⑥に基づく繰上償還の通知を行った場合、上記償還請求と当該通知の前後関係にかかわらず、2017 年 10 月 6 日より前に当該通知が行われている限り、本⑦に優先して上記②乃至⑥に基づく繰上償還の規定が適用される。

⑧買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規則（ある場合）並びにその他の適用法令及び規則に従って、随時いかなる価格でも本新株予約権付社債を幹事引受会社を介して買い入れることができる。当社は、買い入れた本新株予約権付社債を下記 7.（8）記載の支払代理人に引き渡して消却することができる。

⑨債務不履行等による期限の利益の喪失

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に対して通知した場合には、当該通知を受領してから 15 日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置を取らない限り、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、本社債の額面金額にて償還しなければならない。

（５） 本 新 株 予 約 権 付
社 債 券 の 様 式

無記名式新株予約権付社債券とし、本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

（６） 本 社 債 の 担 保 又 は 保 証

本社債には担保又は保証はこれを付さない。

（７） 特 約

①追加額の支払

本社債の元本及びプレミアム（もしあれば）の一切の支払は、日本国又は日本の税務当局により又はこれに代わり現在又は将来課される一切の公租公課の源泉徴収又は控除がなされることなく行われる。但し、かかる公租公課の源泉徴収又は控除が法令により義務付けられる場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加額を支払う。

②担保設定制限

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

本新株予約権付社債の存続期間中、当社は、現在又は将来の「外債」又は「外債」についての保証、補償その他の類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等の比率で及ぶ場合、又は当該担保と比べ本新株予約権付社債の所持人に不利ではないと Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. がみなすか、若しくは社債権者集会の特別決議により本新株予約権付社債の所持人の承認を得た担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。上記における「外債」とは、当社又は第三者の Bonds、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。）のうち(i)日本円以外の通貨で表示されるもの、又は(ii)日本円で表示され当初その元本総額の過半が当社若しくは当該第三者により若しくはその承諾を得て日本国外で募集又は販売されるものをいう。なお、上記(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券取引所、店頭市場又はその他類似の証券市場において、当面、値付けされ、上場され、通常取扱われ、若しくは取引されているもの、又はそれが意図されているものをいう。

(8) 本 社 債 の 償 還 金 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.
支 払 場 所 (支 払 代 理 人)

- | | | | | |
|-------|---|--|---|-----------------------------|
| 8. 取 | 得 | 格 | 付 | 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。 |
| 9. 上 | | | 場 | 該当事項なし。 |
| 10. 安 | 定 | 操 | 作 | 該当事項なし。 |
| 11. 其 | 他 | 本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役が決定する他、本新株予約権付社債に関する買取契約書に定めるところによる。 | | |

以 上

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金約 100 億円については、以下に充当することを予定しています。

① HC (USA) Inc. の株式取得のための長期借入金の一部である 52.5 億円の期限前返済資金に充当。

② 30.0 億円を上限とした、自己株式取得に使用する手持ち資金への充当。

③ 残額については、設備投資等の事業投資資金に充当。

上記の新規発行による手取金の充当時期は、いずれも平成 27 年 2 月 28 日までを予定しています。自己株式取得は市場環境等によっては、取得価額の総額が予定の金額に達しない可能性があります。その場合は、上記自己株式取得資金の一部を事業投資資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債に利息は付されておらず、本新株予約権付社債の発行により金利負担軽減の効果があると考えておりますが、当該効果が当社グループの業績に与える影響は軽微です。

また、本新株予約権の行使が行われる場合には当社グループの財務体質が強化されるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと位置づけており、株主への安定的な利益還元と会社の持続的な成長を実現するための投資、各期の業績、配当性向及び内部留保を総合的に勘案したうえで配当を行ってまいります。

また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、ここ数年の四半期決算では第 4 半期の売上、営業利益等の割合が比較的高くなる傾向が見られることから、業績に連動した配当を実現するため期末での配当としております。

なお、当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記基本方針に基づき、業績や経営環境等を総合的に勘案して決定しております。

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2012 年 2 月期	2013 年 2 月期	2014 年 2 月期
1 株当たり連結当期純利益	30.83 円	89.69 円	116.32 円
1 株当たり年間配当金 (うち 1 株当たり中間配当金)	-円 (-円)	10.00 円 (-円)	10.00 円 (-円)
実績連結配当性向	-	11.1%	8.6%
自己資本連結当期純利益率	4.3%	11.7%	13.0%
連結純資産配当率	-	1.3%	1.1%

- (注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（少数株主持分及び新株予約権控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在的株式による希薄化情報等

転換価額が未定なため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	2012 年 2 月期	2013 年 2 月期	2014 年 2 月期	2015 年 2 月期
始 値	868	988	1,377	1,098
高 値	1,008	1,428	1,716	1,646
安 値	605	800	1,003	1,041
終 値	980	1,337	1,115	1,525
株価収益率 (連結)	31.8 倍	14.9 倍	9.6 倍	—

- (注) 1. 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。また、2015 年 2 月期については未確定のため記載しておりません。
3. 2015 年 2 月期の株価については平成 26 年 9 月 16 日現在で表示しています。

(3) ロックアップについて

当社は、買取契約書の締結日から払込期日後 180 日を経過するまでの期間中、ジョイント・ブックランナーである SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された証券の発行等（但し、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、本新株予約権付社債の発行等及び本新株予約権の行使による当社普通株式の発行等、ストックオプションプラン等により当社又は当社の子会社若しくは関連会社の

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

役職員に対して付与される新株予約権の行使による当社普通株式の発行等、買取契約書の締結日において発行済の新株予約権の行使による当社普通株式の発行等、株式分割による当社普通株式の発行等、その他日本法上の要請による場合等を除きます。)を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：本報道発表文は、当社の2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。